

関係事業主 各位

一般社団法人下北地区労働基準協会

『保護具着用管理責任者教育』開催のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、R6/4/1より、リスクアセスメント対象物を製造または取り扱う事業場は「化学物質管理者」の選任が必要となり、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは「保護具着用管理者」を選任し、保護具の選択、適正な使用、保守管理等を行わせなければなりません。選任(資格)要件に該当する場合でも保護具に関する教育を受講することが望まれています。

これを受け、標記講習を下記により実施することとなりました。

是非この機会に多数受講されますようご案内申し上げます。

敬具

記

I 日時 2024年11月26日 9:00~16:40

(注) 遅刻・欠席等のとき修了証は交付されません。余裕を以ってご来場ください。

※【事業主様へ → 受講者の方へ講習開始時刻等の厳守及び遅刻・欠席・中抜け・早退のないよう通知をお願いいたします。この案内文書をお渡しください。】

II 講習会場 (株)下北建設センター(むつ市中央2-3-45) ※会場への入場は、建物右端の階段をご利用ください。

III 受講料等 会員 ¥15,620-(受講料¥14,300+テキスト¥1,320)

非会員 ¥17,620-(受講料¥16,300+テキスト¥1,320)

※日常業務でマスクを使用している受講者は、そのマスクをご持参ください。使用していない受講者は不要です。

IV 募集人員 30名

V 予約 電話で予約を受付します。予約後は、14日以内にお申し込みください。

VI 予約取消 予約後、14日以内に申し込みのないとき。(キャンセル待ちの方を優先させていただきます。) ご了承ください。

VII 申込締切 講習開始日14日前まで。但し、予約者は予約後、14日以内。

VIII 申込方法 「講習申込書」にご記入の上、下記のものを添え、お申し込みください。

i 受講料等 詳細Ⅲ

ii 支払方法 ※申込先窓口で現金支払い可

※指定口座へ受講料・テキスト代をお振り込みください。

振込先「青森銀行むつ支店 普通預金 13103」

振込手数料は、貴社(貴殿)にてご負担ください。

請求書の必要な方はお申し付けください。

iii 本人確認書類 用紙有り(自動車運転免許証の表・裏の写し貼付)

IX 申込先 下北地区労働基準協会 〒035-0053 むつ市緑町18-58 tel0175-22-1389 fax22-1862

事務所窓口受付(電話対応)時間は、8:30~12:00 & 13:00~17:00です。

お問合せ時間 ※(12:00~13:00 昼休憩&17:00 終業時刻以降は受付致しかねます。(FAXをご利用ください。))

X 申込取消 電話にてご連絡ください。申込書等を返却します。受講料等につきましては講習開始日7日前までに連絡のあるときは返金します。但し、テキスト代は返金できません。

XI その他 i 受講者数が20名に達しない場合は、講習開催を中止する場合があります。

ii 講習開催日時、場所、使用テキスト等変更する場合があります。

iii 会場へのお問い合わせはご遠慮下さい。お問い合わせは申込先まで。

保護具 1-1

保護具着用管理責任者について

1 概要

「保護具着用管理責任者」は以下の場面で選任又は指名することが求められています。

[1] リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において保護具を使用することとなったとき（安衛則第12条の6関係）

[2] 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合、又は作業環境管理専門家が改善可能とし、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行った結果、評価が第三管理区分から改善されなかった場合に呼吸用保護具を使用することとなったとき（作業主任者と保護具着用管理責任者の兼務は不可。）

[1]は労働安全衛生規則に基づき選任が求められているものであり、[2]は特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則に基づき選任することが求められているものです。なお、これらの場合以外にも今後リスクアセスメント対象物となることが見込まれる化学物質（皮膚等障害化学物質等）を取り扱う場合に保護具を使用する場合には、保護具着用管理責任者を選任することが望ましいものです。

2 保護具着用管理責任者の選任について

(1) 選任の時期

選任すべき事由が発生した日から14日以内に行う必要があります。

(2) 職務

以下のとおりです。

- ① 保護具の適正な選択に関すること。
- ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ③ 保護具の保守管理に関すること。

(3) 資格要件

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任しなければならないとされており、具体的には以下の者が含まれます。

なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望まれます。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任することとされています。

- ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者
- ⑥ 安全衛生推進者に係る講習の修了者

(4) その他留意事項

- ・選任に当たっては、事業場ごとに選任することが求められますが、大規模な事業場の場合、保護具着用管理責任者の職務が適切に実施できるよう、複数人を選任しても差し支えありません。
- ・当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければなりません。